

**令和7年度**

**隨時(備品)監査報告書**

**下諏訪町監査委員**

7 監委第32号  
令和8年3月25日

下 諏 訪 町 長 宮 坂 徹 様  
下 諏 訪 町 議 会 議 長 中 山 透 様  
下 諏 訪 町 教 育 委 員 会 教 育 長 山 田 典 史 様

下諏訪町監査委員

宮 澤 孝 良  
豊 島 健 之

令和7年度随時（備品）監査の結果報告について

下諏訪町監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、令和7年度随時（備品）監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

## 目 次

	ページ
1 監査の概要 .....	1
2 監査の着眼点 .....	1
3 監査の実施内容 .....	1
4 監査の結果 .....	2
5 監査の所見 .....	4
6 令和6年度随時監査意見と措置状況 .....	5

## 1 監査の概要

- (1) 監査の種類 随時（備品）監査
- (2) 監査実施日 令和8年1月27日（火） 午前10時
- (3) 監査の対象 高浜健康温泉センター（教育こども課）
- (4) 出席者 教育こども課 東城 勸 主査  
監査委員 宮澤孝良 代表監査委員  
豊島健之 監査委員  
同事務局 登内秀幸 次長

## 2 監査の着眼点

下諏訪町財務規則等に基づき、備品台帳の整備や備品の保管状況など適正に備品管理がなされているか。また、物品取扱主任を中心とした管理体制が確立されているかを着眼点とした。

## 3 監査の実施内容

監査対象施設内を視察し、備品の管理状況を聴取したほか、全ての備品について、備品台帳・備品配置図と現物との照合、使用状況、保管状況及び備品シールの貼付状況の確認を行った。

## 4 監査の結果

### (1) 概況

- ① 高浜健康温泉センターは、諏訪湖畔健康スポーツゾーンの中核施設として、平成25年度に高浜温泉源湯を利用し建設された健康温泉施設である。

木造平屋建て、一部（浴室部分）鉄筋コンクリート造となっており、建物内には浴室（内湯、露天風呂、足湯）のほか、歩行浴プール、マッサージチェア等を配備した健康増進室、健康相談室、多目的室、広間などがある。



高浜健康温泉センター 外観



ロビー



浴室



脱衣場

営業時間は、歩行浴プールが午前9時から午後5時、浴場及びその他の施設が午前9時から午後8時まで。定休日は火曜日であるが、年末年始は営業している。令和6年度の入館者数は延べ5万3,124人、1日平均の入館者数は171人で、年々増加傾向にある。町民のほか、観光客、近隣自治体の住民にも利用されている。

入館料は開設以来、大人（中学生以上）400円、子供（3歳以上小学生以下）、下諏訪町高齢者応援カード・子育て応援カード・障害者手帳等提示者は200円としてきたが、令和8年4月から、大人500円、子供、下諏訪町高齢者応援カード・子育て応援カード・障害者手帳等提示者は250円に改定を予定している。

施設管理は会計年度任用職員の所長1名体制とし、営業中の受付及び清掃業務はシルバー人材センターへの委託により運営している。

開設から10年以上が経過し、設備の老朽化が見られるが、こまめな清掃や必要な修繕等を行いながら、利用者にとって快適な環境が保たれている。



**歩行浴プール**



**足湯**



**健康増進室**



**広間**

## (2) 備品管理状況

- ① 各備品については、適正に登録されており、提出された配置図のとおり配置されていた。また、「備品シール」は、備品に応じて適切な場所に貼付されていることを確認した。

- ② 施設内には、マッサージチェア、足つぼマッサージ器等の高額な健康増進器具が配備されており、無料で利用できる。1人あたりの利用時間は利用者に任されている。

## 5 監査の所見

- (1) 平成26年度の開館以降、当施設の入館者数は概ね増加傾向にあり、年間入館者数は10年間で約7割増となっている。高い人気を得ている一方、浴室内の洗い場の数が限られていることから、朝夕などの利用が集中する時間帯における混雑が課題となっている。今後も、衛生管理を含め快適な利用環境を継続的に提供できるよう配慮を求めるとともに、混雑緩和に資する運用改善や施設機能の一層の向上について検討されたい。
- (2) 歩行浴プールでは、町主催の運動講座を開催しており、健康運動指導士の指導のもと、親子教室や初心者向けアクアウォーキングなど、幅広い年代の方が受講できる体制が整えられている。町民の健康増進に資する施設として、歩行浴プールを活用した講座内容や実施方法等の更なる充実に向け尽力されたい。
- (3) 当施設の備品については、実体と台帳が全て一致し、適正に管理されていることを確認した。町では備品として取り扱う物品の区分価格を1件1万円以上から10万円以上に引き上げる財務規則の改正を行い、備品台帳の登録内容について今年度中を目途に各課で精査を行うこととしている。精査の結果、台帳から削除する物品については、削除理由や処理経過が確認できる記録を残すなど、物品の所在及び管理状況を明瞭に保つよう留意されたい。

## 6 令和6年度随時監査意見と措置状況

(スポーツコミュニティセンター・下諏訪スタジアム・弓道場)

### 【監査の意見】

(1)

下諏訪スタジアム3塁側倉庫に保管されている、陸上競技に使用する槍(やり)、砲丸などの用具に関して、登録されている備品の個数と一致しないものが散見された。スポーツ協会、高校の部活動等、競技者において管理されているものと考えられるが、担当課において内容を再点検され、町所有の備品と個人所有の物品をはっきり区分されたい。

(2)

弓道場において、競技者が使用する弓、矢などが多数置かれているが、不特定多数の人が利用する公共施設であることを認識していただき、管理が煩雑にならないよう、誰の所有物かを明確にするとともに、定期的に棚卸しを行い、長年使用されていない用具等は適切に処分するなど、管理の適正化を図られたい。

(3)

町は、誰もが生涯にわたって運動・スポーツに親しみ、健康で生きがいに満ちた豊かな暮らしと活力あるまちづくりの実現を目指し、「生涯一町民一スポーツ」を掲げており、町内スポーツ関連施設は町民の健康増進及び体力向上並びにスポーツの普及に資する大切な施設であることから、各施設の老朽化の状況に応じた改修等の計画的な実施により、町民が安全にスポーツを楽しむことのできる環境整備に、今後とも尽力いただきたい。

(4)

令和7年度より、町は備品として取り扱う物品の区分価格を1件1万円以上から10万円以上に引き上げる財務規則の改正を行った。登録備品の見直しにあたっては、過去に寄贈された美術品など価格が不明である物品等についての十分な精査を行うとともに、登録を削除する場合には経過を残すなど、明瞭性の確保に留意されたい。

### 【措置状況】

(1)

下諏訪スタジアム3塁側倉庫は、陸上競技用具の保管庫として使用しており、主に町スポーツ協会陸上部が使用している状況でありますので、当該部とともに保管備品を再点検し整理していくほか、定期的な整理整頓に努めてまいります。

(2)

弓道場は、町スポーツ協会弓道部が主に施設の清掃等管理を行っています。弓道用具は弓道部員のものが多くあり、それらが蓄積されていたものと考えられるため、当該部とともに同場に保管すべき物と私物を再点検し、継続的に放置の私物は撤去させるなど、適切な管理に努めてまいります。

(3)

各施設の老朽化については、個別施設計画に基づき、計画的に改修を進めながら、町民が安全に安心してスポーツに取り組める環境を整えてまいります。

(4)

財務規則改正に伴う登録備品の見直しについては、価格が不明な特に寄贈された美術品(弓道場保管の巻物)等、その価値等の十分な精査に努め、明瞭性を確保しながら、適切に対処してまいります。